

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う主な助成金・給付金等について

令和2年9月7日現在

資金繰りのため
融資を受けたい

<p>1.セーフティネット保証</p>	<p>【4号】▲20%以上売上減 100%保証 【5号】▲5%以上売上減 80%保証 【危機関連保証】▲15%以上売上減 100%保証</p>	<p>千葉県信用保証協会 ☎043-221-8111 取扱金融機関</p>
<p>2.茂原市中小企業融資制度利用時の 利子補給及び信用保証料の助成 《市の支援》 令和2年9月30日まで</p>	<p>最近3カ月の売上、今後3カ月の売上見込みが 直近同期より5%以上減少で 支払利子の全額（1年間） 50万円を上限に信用保証料を助成</p>	<p>茂原市商工観光課 ☎0475-20-1528</p>
<p>3.千葉県中小企業融資制度に 対する信用保証料の助成 《市の支援》</p>	<p>千葉県融資制度のSN保証4号・5号・危機関連保証を 利用した方で 50万円を上限に信用保証料を助成</p>	<p>茂原市商工観光課 ☎0475-20-1528</p>
<p>4.千葉県新型コロナウイルス 感染症対応 特別資金</p>	<p>セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の 認定を受けた方 個人事業主 ▲5%以上減少 保証料・金利全額補助 小・規模事業者 ▲5%以上減少 保証料2分の1補助 ▲15%以上減少 保証料・金利全額補助 無担保、上限4,000万円限度 保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間</p>	<p>千葉県商工労働部 経営支援課 ☎043-223-2707 取扱金融機関</p>
<p>5.新型コロナウイルス 感染症特別貸付</p>	<p>最近1ヶ月の売上高が前年または前々年より5% 以上減少した方。業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合 等は、別途要件あり 【中小事業】無担保 6億円限度 金利1.11%→0.21% 利下げ限度額2億円 【国民事業】無担保 8,000円限度 金利1.36%→0.46% 利下げ限度額4,000万円 【融資期間】設備資金20年以内 運転資金15年以内</p>	<p>日本政策金融公庫事業 資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p>
<p>6.商工中金による 危機対応融資</p>	<p>最近1ヶ月の売上高が前年または前々年より5% 以上減少した方。業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合 等は、別途要件あり 【運転資金 設備資金】無担保 6億円限度 金利当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利1.11%→0.21% 利下げ限度額2億円 【貸付期間】運転15年以内 設備20年以内</p>	<p>商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711</p>
<p>7.新型コロナウイルス 対策マル経融資</p>	<p>商工会議所等の経営指導を受けている小規模事業 者で商工会議所等の長の推薦を受けた方で最近1ヶ 月の売上高が前年または前々年より5%以上減少し た方 【運転資金 設備資金】1,000万円限度（別枠） 金利 経営改善利率1.21%（令和2年7月1日時点） より当初3年間▲0.9%引き下げ</p>	<p>茂原商工会議所 ☎0475-22-3361</p>
<p>8.生活衛生 新型コロナウイルス 感染症特別貸付</p>	<p>生活衛生関係の事業を営んでいる方で 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年より5% 以上減少した方。業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合 等は、別途要件あり 【運転資金 設備資金】8,000万円限度（別枠） 金利0.46%（当初3年間1.36%より▲0.9%） 利下げ限度額4,000万円</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p>

資金繰りのため
融資を受けたい

9.新型コロナウイルス
対策衛経融資

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている小規模事業者で、最近1ヶ月の売上が前年または前々年より5%以上減少した方
【運転資金 設備資金】1,000万円限度（別枠）
金利 経営改善利率1.21%（令和2年7月1日時点）
当初3年間▲0.9%引き下げ

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

10.特別利子補給制度

上記5～9の利用者のうち
・個人事業主 要件なし
・小規模事業者（法人）売上高▲15%減少
・中小企業者 売上高▲20%減少
日本公庫等 中小事業2億円 国民事業4,000万円
商工中企 危機対応融資 2億円
期間 借入後当初3年間

新型コロナウイルス感染症
特別利子補給制度事務局
☎0570-060515

11.衛生環境激変対策
特別貸付

旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営み
最近1ヶ月の売上が前年または前々年より10%以上減少し、且つ今後も減少が見込まれ
また、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方
【運転資金】1,000万円限度（別枠）
（旅館業は別枠3,000万円）
基準金利1.91% 貸付期間7年以内

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

12.日本政策金融公庫等の
既存債務の借換

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付などの危機対応融資の利用者
既存債務の借換を可能とし、実質無利子化する

日本政策金融公庫
☎0120-154-505

13.持続化給付金
《国の支援》

売上が前年同月比50%以上減少している中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス、農林漁業者を含む個人事業者等、その他各種法人
【給付額】
前年の総売上(事業収入)ー
(前年同月比▲50%の売上×12ヶ月)
法人200万円以内 個人事業主100万円以内

持続化給付金事業
コールセンター
☎0120-115-570
申請サポート会場電話予約
☎ 0570-077-866(オペレーター)
☎ 0120-835-130(自動案内)

14.家賃支援給付金
《国の支援》

テナント事業者のうち中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって5月～12月において以下のいずれかに該当する方
①1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少
②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少
【給付額】
家賃から算出される給付額(月額)の6ヶ月分
(給付率1/3～2/3・法人600万円以内個人300万円以内)

家賃支援給付金
コールセンター
☎0120-653-930
電話予約窓口
☎0120-150-413

期間延長
条件緩和予定
15.千葉県中小企業
再建支援金
《県の支援》

売上が前年同月と比較して50%以上減少した千葉県内に主たる事業所を有する中小企業や個人事業主等（千葉県の休業要請対象の場合は応じていること）
受付 令和2年8月31日(月)まで
複数の事業所を賃貸 30～40万円
1事業所を賃貸 20～30万円
賃貸なし 10～20万円

千葉県中小企業再建
支援金センター
☎0570-044894

16.茂原市中小企業
再建支援金
《市の支援》

千葉県中小企業再建支援金の給付を受けた茂原市に主たる事業所のある中小企業や個人事業主など
1事業者当たり10万円
オンライン申請はこちらから



茂原市商工観光課
☎0475-20-1528

17.ものづくり・商業
サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を行うとする中小企業・小規模事業者等
【補助額】 上限1,000万円
【補助率】 中小1/2 小規模2/3
(通常枠のほか特別枠・事業再開枠あり)

ものづくり補助金事務局
<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

売上減少などにより
支援を受けたい

売上減少などにより支援を受けたい

18.持続化補助(一般型)

販路開拓等に取組む小規模事業者等
【補助額】 上限50万円
【補助率】 2/3
(通常枠のほか事業再開枠・追加対策枠あり)

茂原商工会議所
☎0475-22-3361

19.持続化補助(コロナ特別対応型)

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で販路開拓等に取組む小規模事業者等
【補助額】 上限100万円
【補助率】 2/3または3/4
(通常枠のほか事業再開枠・追加対策枠あり)

茂原商工会議所
☎0475-22-3361

20. IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等に取り組む中小企業、小規模事業者
【補助額】 30万円～450万円
【補助率】 1/2(通常枠のほか特別枠あり)

一社) サービスデザイン推進協議会
<https://www.it-hojo.jp/>
☎0570-666-424

受付終了

休業要請への協力、感染防止対策を行った

21.茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金<<市の支援>>

千葉県の休業要請対象施設及び感染防止対策を行った茂原市内の飲食店を運営する中小企業や個人事業主
10万円(1店舗あたり) 最大30万円
申請期限を8月31日まで延長

茂原市商工観光課
☎0475-20-1528

22.雇用調整助成金の特例措置

一時的に休業等雇用維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成
助成額の上限1人1日当たり15,000円
【助成率】
大企業2/3 中小企業4/5
(解雇を行わない場合)
大企業3/4 中小企業10/10
手続きの簡素化、オンライン申請可能

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター
☎0120-60-3999

23.小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

〔労働者に休暇取得させた事業者向け〕

臨時休業、感染等をした子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を事業主へ支給
【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額上限8,330円)
※令和2年4月1日以降に取得した休暇等については上限額を15,000円に引き上げ。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター
☎0120-60-3999

24.小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

〔委託を受けて個人で仕事をする方向け〕

臨時休業、感染等をした子どもの世話をを行うことが必要となり、契約した仕事ができなくなっている保護者へ支給
【支給額】 1日4,100円
※令和2年4月1日以降に取得した休暇等については上限額を7,500円に引き上げ

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター
☎0120-60-3999

25.新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取れなかった場合、労働者の申請により支援金・給付金を支給
【支援金額】
①1日当たり上限11,000円×②休業実績
①:休業前の1日当たり平均賃金額×80%
②:各月の日数-就労し又は労働者の事業で休んだ日数

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
☎0120-221-276

26.厚生年金保険料等の猶予制度

事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している事業者等
・1年間の納付の猶予
・延滞金の免除

千葉年金事務所
☎043-242-6320
各健康保険組合

納付や納税が困難

27.固定資産税及び都市計画税の軽減

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が前年同月比で減少している中小企業者等
売上高の減少30%以上50%未満 2分の1
売上高の減少50%以上 全額

固定資産税等の軽減相談窓口
☎0570-077322

28.徴収猶予制度

収入が大幅に減少し納税が困難な場合
税の徴収猶予を行う

茂原税務署
☎0475-22-2166
茂原県税事務所
☎0475-22-1721
茂原市収税課
☎0475-20-1578

飲食店を支援

29.「#食べよう茂原」プロジェクト

市内飲食店でテイクアウトや出前を実施している事業者
茂原市ウェブサイトへの掲載
インスタ、Twitter等のSNSで「#食べよう茂原」で投稿

茂原市商工観光課
☎0475-20-1528

30.もばらデリバリータクシー

登録された飲食店で商品1,500円以上注文の場合、注文店舗から市内約3kmまで配送無料でお届け対象飲食店リストは茂原市ウェブサイトを確認

茂原市商工観光課
☎0475-20-1528

詳細につきましては、各お問合せ先へご連絡ください。

※主な支援の掲載のみであり、掲載されている以外の支援もごさいます。
茂原市ホームページ、各事業者へご確認ください。

